

2021 年 6 月 16 日

新型コロナワクチン ～子どもならびに子どもに接する成人への接種に対する考え方～

公益社団法人日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会

以下は現時点での情報に基づくもので、引き続き新型コロナワクチンに関する情報を収集して解析を行い、内容を変更することがあります。

要旨

- ・子どもを新型コロナウイルス感染から守るためには、周囲の成人（子どもに関わる業務従事者等）への新型コロナワクチン（以下、ワクチン）接種が重要です。
- ・重篤な基礎疾患のある子どもへのワクチン接種により、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の重症化を防ぐことが期待されます。
- ・健康な子どもへのワクチン接種には、メリット（感染拡大予防等）とデメリット（副反応等）を本人と養育者が十分理解し、接種前・中・後にきめ細やかな対応が必要です。

はじめに

国外での小児（12～15 歳）を対象とした接種経験等¹⁾をもとに、わが国でも 2021 年 5 月 31 日に 12 歳以上の小児へのワクチン接種が承認され、同年 6 月 1 日から適用²⁾となりました^{注) 1}。

国内では小児に対するワクチン接種後の副反応に関する情報はありません。一方で、国内の医療関係者約 2 万人へのワクチン接種後の重点的調査（コホート調査）から、接種部位の疼痛等の出現頻度が高く、若年者の方が高齢者より接種後に発熱、全身倦怠感、頭痛等の全身反応を認める割合が高いことが明らかになっています³⁾。

注) 1：2021 年 6 月 1 日現在、12 歳以上の小児への接種が承認されているワクチンはファイザー社製のみに、12 歳未満の子どもに接種可能なワクチンはありません。武田/モデルナ社製ワクチンの接種年齢は 18 歳以上です。

そこで、子どもならびに子どもに接する成人へのワクチン接種に対する考え方を示します。

1. 子どもに関わる業務従事者等へのワクチン接種が重要であると考えます

子どもへの感染源の多くは周りにいる成人であることから⁴⁾、子どもを感染から守るためには、周囲の成人が免疫を獲得することが重要と考えます。16 歳以上の約 4 万人を対象とした国外の研究では、2 回接種後のワクチン効果は 95%（95% 信頼区間、90.3～97.6）で^{注) 2}、発症を予防する高い効果が報告されました⁵⁾。また、英国の研究結果から無症候性の感染を防ぐことも明らかになっています⁶⁾ので、ワクチン接種により周りの成人から子どもへの感染が予防できる可能性が期待されます。

特に、重症化が懸念される医療的ケア児等に関わる業務従事者等^{注)3}、重篤な基礎疾患のある子どもに関わる業務従事者等^{注)4}および健康な子どもに関わる業務従事者等^{注)5}は、職種・勤務形態を問わずワクチンを接種することが重要と考えます。

注)2：ワクチンを2回接種すると95%の人が発症しないという数字ではありません。ワクチン2回接種後に発症した人が約2万人のうち8人、プラセボ（生理食塩水）接種後に発症した人が約2万人のうち162人という数字から計算されたものです。

注)3：障害児入所施設（医療型を含む）、児童発達支援センター（医療型含む）、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、特別支援学校放課後等支援事業などの事業を実施している施設・団体の職員、在宅ケアを行なっている家族（12歳以上）

注)4：院内学級関係職員、医療機関におけるボランティア等

注)5：保育所（認可・認可外をとわず）、幼稚園、認定こども園、小・中学校、特別支援学校（高等部を含む）、留守家庭子ども会、学習塾、児童相談所一時保護所等の職員

2. 子どもへのワクチン接種の考え方

1) 重篤な基礎疾患のある子どもへの接種

国外では、神経疾患、慢性呼吸器疾患および免疫不全症を有する子どもの新型コロナウイルス感染例において、COVID-19の重症化が報告されています⁷⁾。国内においても接種対象年齢となる基礎疾患⁸⁾のある子どもの重症化が危惧されますので、ワクチン接種がそれを防ぐことが期待されます。

しかし、高齢者と比べて思春期の子ども達、若年成人では接種部位の疼痛出現頻度は約90%と高く^{1),3)}、接種後、特に2回目接種後に発熱、全身倦怠感、頭痛等の全身反応が起こる頻度も高いことが示されています（例：37.5℃以上の発熱は20代で約50%、50代で約30%、70代で約10%）³⁾。以上のことから、ワクチン接種を検討する際には本人および養育者に十分な接種前の説明と接種後の健康観察が必要であると考えます。

基礎疾患を有する子どもへのワクチン接種については、本人の健康状況をよく把握している主治医と養育者との間で、接種後の体調管理等を事前に相談することが望ましいと考えます。

2) 健康な子どもへの接種

12歳以上の健康な子どもへのワクチン接種は意義があると考えています。COVID-19予防対策の影響で子どもたちの生活は様々な制限を受け、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与え続けています。小児COVID-19患者の多くは軽症ですが⁴⁾、まれながら重症化することがありますし⁷⁾、同居する高齢者の方がいる場合には感染を広げる可能性もあります。なお、子どもがワクチン接種をした場合、その後のマスク着用などの感染予防策の解除については、今後の流行状況などを踏まえて慎重に考える必要があります。

子どもへのワクチン接種は、先行する成人への接種状況を踏まえて慎重に実施されることが望ましく、また、接種にあたってはメリットとデメリットを本人と養育者が十分に理解していること、接種前・中・後におけるきめ細かな対応を行うことが前提であり、できれば個別接種が望ましいと考えます。やむを得ず集団接種を実施する際には、本人と養育者に対

する個別の説明をしっかりと行う配慮が望まれます。ワクチン接種を希望しない子どもと養育者に対しては、特別扱いされないような十分な配慮が必要と考えます。

小児 COVID-19 が比較的軽症である一方で、国外での小児を対象とした接種経験等では、ワクチン接種後の発熱や接種部位の疼痛等の副反応出現頻度が比較的高いことが報告されています¹⁾。十分な接種前の説明がないまま副反応が発生することがないようにすることが重要です。

最近イスラエルや米国などから、若年男性におけるワクチン接種後の心筋炎の発症が報告されています^{9,10)}。ワクチンとの因果関係やその臨床像・重症度についても、まだ十分な情報は得られていませんが、学会として今後も情報を収集し発出していきます。当委員会では、小児の COVID-19 に関する論文を抄訳して学会ホームページ上で発表¹¹⁾しています。今後も新たな情報をもとに更新していきます。

参考文献

1. Frenck Jr RW, Klein NP, Kitchin N, et al.: Safety, Immunogenicity, and Efficacy of the BNT162b2 Covid-19 Vaccine in Adolescents. N Engl J Med. 2021 in press. doi: 10.1056/NEJMoa2107456.
2. 厚生労働大臣：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について．厚生労働省発健 0531 第 4 号令和 3 年 5 月 31 日。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000786653.pdf> (2021 年 6 月 9 日アクセス)
3. 伊藤 澄信、他：令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）新型コロナワクチンの投与開始初期の重点的調査（コホート調査）健康観察日誌集計の中間報告（6）．第 60 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和 3 年度第 8 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催：2021 年 5 月 26 日）資料。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18848.html (2021 年 6 月 9 日アクセス)
4. 日本小児科学会 予防接種・感染症対策委員会：「データベースを用いた国内発症小児 Coronavirus Disease 2019 (COVID-19) 症例の臨床経過に関する検討」への参加のお願い。
http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=344 (2021 年 6 月 9 日アクセス)
5. Polack FP, Thomas SJ, Kitchin N, et al.: Safety and Efficacy of the BNT162b2 mRNA Covid-19 Vaccine. N Engl J Med. 383(27):2603-2615, 2020.
6. Hall VJ, Foulkes S, Saei A et al.: COVID-19 vaccine coverage in health-care workers in England and effectiveness of BNT162b2 mRNA vaccine against infection (SIREN): a prospective, multicentre, cohort study. Lancet 2021;397(10286) : 1725-35, 2021.
7. Kainth MK, Goenka PK, Williamson KA, et al.: Early Experience of COVID-19 in a US Children's Hospital. Pediatrics. 146(4):e2020003186, 2020.
8. 厚生労働省：第 43 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（2020 年 12 月 25 日開催）資料（日本小児科学会提出文書を含む）。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000711250.pdf> (2021 年 6 月 9 日アクセス)
9. Vogel G, Couzin-Frankel J : Israel reports link between rare cases of heart inflammation and COVID-19 vaccination in young men. <https://www.sciencemag.org/news/2021/06/israel-reports-link-between-rare-cases-heart-inflammation-and-covid-19-vaccination> (2021 年 6 月 11 日アクセス)
10. American Academy of Pediatrics: CDC confirms 226 cases of myocarditis after COVID-19 vaccination in people 30 and under. <https://www.aappublications.org/news/2021/06/10/covid-vaccine-myocarditis-rates-061021> (2021 年 6 月 12 日アクセス)
11. 日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会：小児の新型コロナウイルス感染症の診療に関連した論文. http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=334 (2021 年 6 月 9 日アクセス)

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号

令和3年2月16日

一部改正 厚生労働省発健0521第2号

令和3年5月21日

一部改正 厚生労働省発健0531第3号

令和3年5月31日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。)の区域内に居住する 12歳以上の者

2 期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

3 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

ただし、(2)については、上記1のうち 12歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

以上

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等を取りまとめましたので、その内容をお知らせします。

事 務 連 絡
令和3年6月22日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・市町村・特別区衛生主管部（局）

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で
実施することについての考え方及び留意点等について

生徒に対する新型コロナワクチンの接種について、学校を会場とし、当該学校に所属する生徒に接種を行う形態の集団接種（以下、「学校集団接種」という。）により、実施することについての考え方及び留意点等について、以下のとおり、取りまとめたのでお知らせいたします。

なお、本事務連絡は、中学校、義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中等部及び高等部並びに専修学校高等課程の生徒がワクチン接種を受ける場合を想定したものです。

本事務連絡は、現時点の知見に基づき作成したものであり、今後、新たな知見が得られた場合には、変更の可能性があり得ます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄

学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようにお願いします。

記

1. 学校集団接種に関する考え方

新型コロナワクチンの接種については、医療機関等における個別接種及び市町村が特設会場を設けて行う集団接種が想定されています。

生徒へのワクチン接種を学校集団接種によって行うことは、その実施方法によっては、保護者への説明の機会が乏しくなる、接種への個々の意向が必ずしも尊重されず同調圧力を生みがちである、接種後にみられた体調不良に対するきめ細かな対応が難しいといった制約があることから、現時点で推奨するものではありません。

ただし、個別接種の体制の確保が困難である場合など、特に地域の事情により、ワクチンの接種主体である市町村の判断において、学校集団接種を行う必要がある場合には、以下の点に十分留意し、適切な対策を講じる場合に限り、実施することができます。

（1）生徒及び保護者への情報提供及び同意に関して留意すべき点

- ・ 生徒及び保護者が自ら接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応についての説明、接種に関する相談先の周知を行うことが重要であるため、市町村は、生徒及び保護者に対する丁寧な情報提供や方法の工夫を行うこと。その際、市町村等の相談窓口を設ける等の方法で、ワクチンに関する質問等にも対応すること。
- ・ 特に、16 歳未満の生徒にワクチン接種を行うに当たっては、市町村は、保護者に丁寧な情報提供を行い、保護者の同意を得ることが求められること。

（参考）保護者の同意や同伴の取扱いについて

16 歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の同伴が必要です。ただし、中学生以上の被接種者に限り、当日の受付時に、接種することについての保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できたときは、保護者の同伴を要しないとすることができます。なお、12 歳の小学生については、引き続き、保護者の同伴が必要です（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3.1 版）」）。

- ・ 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、学校においては、
 - ・ ワクチンの接種は強制ではないこと
 - ・ 周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
 - ・ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであることなどを生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。

- ・ 市町村は、ワクチンの接種に伴う差別やいじめなどについての相談窓口を設けること。

(2) 接種が事実上の強制とならないために留意すべき点

- ・ 市町村は、授業中など教育活動を実施している時間帯に、学校集団接種を行わないこと。
- ・ 市町村は、学校集団接種を実施するに当たっては、接種を希望しない生徒へ配慮する観点から、放課後や休日、長期休業期間等に設定するなど、生徒が接種の判断を行うに当たっての心理的負担を軽減する工夫を行うこと。
- ・ 接種の強制につながることをしないよう、市町村や学校等においては、生徒の行事への参加等に際して、ワクチンの接種等の条件を付さないこと。

(3) 集団接種に対応できる体制の整備

- ・ 市町村は、地域の医師会や医療機関等と連携し、集団接種の対象となる生徒数に応じた適切な体制を整備する必要があること。特に、接種後の経過観察、副反応や有害事象が出た場合の応急対応や連絡の体制、救急体制については万全を期すこと。また、予診票の確認、ワクチンの希釈・充填にも適切な人員を確保する必要があること。
- ・ 多数の生徒への接種体制を確保するには、単に学校医を招聘するだけでなく、医師以外の医療従事者の確保、救急医薬品の確保等を含め、適切な体制を整備する必要があること。
- ・ 学校集団接種を行う学校の教職員が、予診票の配布等を行うことも考えられるが、集団接種に関して、どのような業務に関わるのか、事前に明確にしておく必要があること。ただし、学校運営に過度な負担が生じ、教育活動の実施に支障が生じるような業務の実施は、教職員に対して求めないこと。
- ・ 生徒の接種については、大人の接種の進捗状況をみながら行われるものであり、学校集団接種を行う際に、市町村長の判断により、未接種の教職員の接種機会の確保についても配慮すること。

(4) 予防接種ストレス関連反応への対応

- ・ ワクチンの接種前後に生ずる不安、恐れなどのストレスをきっかけに、接種時の急性ストレス反応（特に血管迷走神経反応）に代表される、予防接種ストレス関連反応と呼ばれる反応が生じることがあること。
- ・ これらの反応は、特に、思春期に発生しやすく、周囲の生徒の様子などの影響を

受けてその場にいる生徒に連鎖して生じることもあるため、生徒が落ち着いた雰囲気
気で接種が進められる環境を整備するとともに、万一に備えた体制を整えておく
ことが必要であること。

2. 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

(1) 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、例えば、期
日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校
長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、
校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・
忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可
能です。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、
学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができます。また、
発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長に
おいて適切に判断いただくよう、お願いいたします。

(参考 1) 新型コロナワクチンの児童生徒への接種に関する見解について

令和 3 年 6 月 16 日、公益社団法人日本小児科学会予防接種感染症対策委員会、公益社団法人日本小
児科医会から、以下の考え方が示されています。

○新型コロナワクチン～子どもならびに子どもに接する成人への接種に対する考え方～

URL : http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20210616_corona.pdf

○12 歳以上の小児への新型コロナウイルスワクチン接種についての提言

URL : https://www.jp-a-web.org/dcms_media/other/Recommendation.21-06-16.pdf

(参考 2) 予防接種ストレス関連反応

予防接種ストレス関連反応は、世界保健機関（WHO）の専門家会議で提唱されたものであり、WHO は、
2019 年 12 月にマニュアルを公表しています。

URL : <https://www.who.int/publications/i/item/978-92-4-151594-8>

血管迷走神経反応は、ワクチン注射への恐怖心や不安感、あるいは痛みが原因で、気分が悪くなつた
り、気を失って倒れたりすることです。ワクチン接種の会場では、血管迷走神経反応やアナフィラキシ
ーの発生に備えて、接種後の体制を整えてください。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

厚生労働省

健康局 健康課 予防接種室 03-5253-1111(内2388)